子育て世帯生活支援特別給付金の申請が まだお済みでない方へ

※この給付金は高校3年生までの子ども1人あたり10万円(年収960万円未満の世帯が対象)の新たな給付金ではなく、低所得の子育て世帯向けの給付金です。

子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人あたり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。 新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降家計が急変した方や、高校生のお子さまがいる 世帯は、申請が必要な場合がありますので、令和4年2月28日(月)までに申請を行ってください。

- ▶申請が必要な方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
 - 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は、20歳未満)を養育する方のうち
 - ①令和3年1月1日以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入(※)となった方
 - ②高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
 - ※住民税非課税相当の収入については、世帯の状況により基準額が異なりますので、詳細はお問合せください。
- ▶申請が不要な方については、要件が確認でき次第、順次ご案内を送付しています。

問子育て支援課 ☎内線306



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金の給付を予定しています。

▶支給対象及び申請方法

令和3年12月10日時点で町に住民登録があり、次のいずれかにあてはまる世帯

- ①世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯
 - **申請は不要ですが、返送が必要です。**(2月初旬に町から届く確認書の中身を確認し、必要事項を記入のうえ、町へ返送してください。)
- ②令和3年1月以降の収入が減少し、<u>住民税非課税相当</u>の収入となった世帯(家計急変世帯) 申請が必要です。(役場窓口等で配布している申請書に必要事項を記入のうえ、町へ提出してください。 ※暴力(DV)等で、他市町村から町へ避難している方や、町民で住民票の住所と現居住場所が異なる方も、 一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば給付金を受給できます。

▶支給額 1世帯あたり10万円

※住民税(均等割)**非課税世帯、家計急変世帯のいずれか1回のみ**の支給です。**非課税世帯、家計急変世帯 の両方**の支給は受けられません。

問福祉課 ☎内線314